

## 平田村芸術文化スポーツ全国大会出場選手激励金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、芸術文化及びスポーツ競技の全国大会等に出場する者及び団体を激励し、文化活動の振興及び競技力の向上を図るため、平田村芸術文化スポーツ全国大会出場選手激励金（以下「激励金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 激励金は、本村に住所を有し各種大会の開催要項に定められている選手として登録された者（以下「選手」という。）に交付する。ただし、第3条第1項第1号に規定する大会に出場する選手にあっては、本村に住所を有しない者であっても、帰省先が本村にある場合には交付するものとする。

### (対象となる大会)

第3条 激励金の対象となる大会は、国際的スポーツ団体、国、地方公共団体又は日本体育協会及びその加盟団体が主催、共催する次の各号に掲げる大会とする。

- (1) 国際大会 オリンピック・パラリンピック大会、アジア競技大会、各競技の世界選手権大会及び各国代表で行う競技大会等
  - (2) 全国大会 国民体育大会、全国障害者スポーツ大会、全日本選手権大会等全国大会呼称の各種大会
  - (3) 東日本大会 東日本呼称の各種大会
  - (4) 東北大会 東北総合体育大会等東北大会呼称の各種大会
  - (5) その他村長が前各号と同等以上と認めた大会
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、激励金を交付しない。
- (1) 予選大会又は選考会を経ずに出場できる大会
  - (2) 1つの予選大会又は選考会により2つの大会の出場権を得られる場合におけるどちらか1つの大会
  - (3) 親善、交歓等を目的とする大会
  - (4) 招待により出場する大会
  - (5) 出場者を特定の企業、政治団体、宗教団体等に限定した大会

### (激励金の額)

第4条 激励金の額は次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号に規定する大会に出場する選手1人につき30,000円（団体の場合は300,000円を上限）とし、国内で開催される場合は1人につき15,000円（団体の場合は150,000円を上限）を交付する。

(2) 第3条第1項第2号及び第3号に規定する大会に出場する選手1人につき10,000円(団体の場合は100,000円を上限)とし、県内で開催される場合は1人につき5,000円(団体の場合は50,000円を上限)を交付する。

(3) 第3条第1項第4号に規定する大会に出場する選手1人につき5,000円(団体の場合は50,000円を上限)を交付する。

(大会出場の出届)

第5条 激励金の交付を受けようとする選手は、平田村芸術文化スポーツ全国大会出場者届出書(様式第1号)に必要書類を添え村長に届け出るものとする。

2 届出は、出場する選手が個人若しくは村外の団体に所属する場合は本人が、団体の場合は団体の代表者が行うものとする。ただし、出場する選手が未成年者である場合は、保護者又は団体の代表者が行うものとする。

(激励金の交付決定)

第6条 村長は、前条の出届があった場合は、当該届出に係る書類等の審査を行い、激励金を交付すべきものと認めるときは、激励金の交付を決定する。

2 前項の決定の通知は、届出者に対する激励金の交付をもって代えるものとする。

(結果報告書の提出)

第7条 激励金の交付を受けた選手は、大会終了後直ちに平田村芸術文化スポーツ全国大会出場結果報告書(様式第2号)を村長に提出しなければならない。

(激励金の返還)

第8条 村長は、激励金の交付を受けた選手が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、激励金の交付決定を取り消し、既に交付した激励金の返還を命ずることができるものとする。

(1) 当該大会への出場を取り消された場合、又は出場を取りやめた場合

(2) 不正な行為があった場合

(3) その他村長が、本要綱の趣旨に反すると判断した場合

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月5日から施行する。